

環境影響評価審査書

39 NEC湘南テクニカルセンター建設事業

I 総括事項

（仮称）NECテクノセンター建設事業（以下「本件事業」という。）は日本電気株式会社（以下「事業者」という。）が、足柄上郡大井町西大井字下河原593-2及び同柳河原686-1の62,304.7平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）を敷地として、ケーブルテレビや光ディスクなどのエレクトロニクス先端機器の設計、組立及び検査を行うための工場を建設しようとするものである。

事業者は、15年程以前から実施区域における工場の建設計画を有しており、昭和50年当時に工場の建設を目的とした開発行為の許可を受け、実施区域における土地造成を既に終了している。しかしながら、その後、工場排水を農業用水路に排出することについて下流の利水者などから異議があったため、工場建設計画を中断していたが、大井町公共下水道が整備され、昭和62年4月から供用が開始され、そこに排水を放流できることとなったため、改めて当初の建設計画に変更を加えて、工場の建設を行おうとするものである。

実施区域は、西に位置する箱根山地、北に位置する丹沢山地及び東に位置する大磯丘陵に三方を囲まれ相模湾に向かって開けた足柄平野のほぼ中央部、小田原市との市境近くに位置し、酒匂川の左岸に面している。実施区域及びその周辺の土地利用状況についてみると、実施区域及びその周辺は市街化調整区域に指定されているが、実施区域は既に造成が終了しているため平坦地となっており、一部はグランド等として使用されている。また、実施区域の周辺は、南側の一部や東側にややまとまって住宅が見られるほかは水田、果樹園などの農地の中に住宅が散在する状況となっている。更に広く目を転ずると、県立大井高等学校などの学校や小規模な事業所が見られるが、そのほかには民家などの小規模な建物が水田や果樹園の中に散在する程度で、田園的な土地利用となっている。

ちなみに、県が昭和58年に策定した「かながわ環境プラン」においては、実施区域の位置する足柄平野地区における環境づくりの重点として、「河川沿岸の緑化と河川景観や生物等の保全」、「河川沿岸に点在する工場等の緑化」、「田園景観などを生かしたまちづくりのため、水田、果樹園、屋敷林等の系統的な保全を進めること」、「歴史的、文化的遺産を生かしたまちづくり」などを示している。

また、本件事業は前述のように酒匂川に面する地域において実施されるものであるから、本件事業の実施が及ぼす環境影響について考えるとき、特に意を用いるべきは酒匂川が存在ということが出来る。

酒匂川は、西丹沢に発する河内川と富士山東麓に発する鮎沢川を源として、途中川音川、狩川などと合流し、相模湾に注ぐ、県内総延長27.2キロメートル、流域面積382.0平方キロメートルの県内第二の河川である。酒匂川は、周辺地域にたびたび洪水をもたらし、酒匂川の歴史は洪水の歴史とまでいわれる反面、流域の人々の暮らしに深い関わりを持ち、その歴史と文化を育んできた。今日、酒匂川の流れは、流域の6,000ヘクタールに及ぶ田畑を潤し、県民の水道水として利用され、また発電用としても活用されるなど、県民の生活を支える重要な役割を担っている。また、酒匂川は比較的良好な水質が保たれており、古来鮎釣りの川として知られ、水遊びやピクニックあるいは川沿いのサイクリング等に利用されるなど、県内はいうに及ばず、広く首都圏に住む人々にとっても重要なレクリエーション資源となっている。更に、酒匂川と周辺の足柄平野が作り出す広々とした空間は、背景としての箱根や丹沢の山並みとあいまって、優れた景観資源ともなっている。

本件事業はこのような地域において実施されるものであるから、事業者は本件事業を実施するに当たって、「かながわ環境プラン」における足柄平野地区の環境づくりの重点に留意し、酒匂川が持つ様々な価値や機能との係わりを踏まえ、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず第一には、景観への配慮である。酒匂川は、実施区域辺りでは250メートル程の川幅があり、水の流れと広々とした河原の広がり開放的な空間を作り出し、また、酒匂川の流域に開けた足柄平野の田園的土地利用ともあいまって、極めて開放的な景観を創出している。更に、この開放的空間を囲むように箱根や丹沢あるいは大磯丘陵の山並みが展開し、広々とした空間越しにこれらの山並みが望みされる様は、都市化が進行する県下にあっては、将来にわたって保全すべき優れた景観ということができる。特に、実施区域周辺においては、酒匂川の両岸の堤防上に樹高10メートル程の松が植えられているため、松並木越しにこれらの景観が望まれることとなり、一層印象深いものに

なっている。しかしながら、本件事業はこのような地に30メートルに近い高さの大規模な工場棟などを建設しようとするものであるから、この地域の優れた景観に大きな変化をもたらすおそれがある。したがって、事業者は本件事業の実施が現況の景観に及ぼす影響をできるだけ緩和するよう、更に検討する必要がある。

第二には、酒匂川及びその周辺に生息、生育する動物、植物に対する配慮である。酒匂川は、特にその河口部が探鳥地として有名であるが、実施区域付近の酒匂川中流域においても、中州などが鳥類の餌場、越冬地となっているなど、多くの鳥類の生息が確認されている。また酒匂川の流域には自然度の高い河辺植生が分布し、実施区域内にはホソイ、ミゾコウジュなどの希少な植物の生育も確認されている。更に、酒匂川の河川敷や周辺の水田などを中心に、既に都市部においては見られなくなった哺乳動物、昆虫、底生動物などの生息も見られる。したがって、本件事業の実施に当たっては、これらの動物、植物の生息、生育に配慮する必要がある。

第三には、緑化についての配慮である。本件事業に係る緑地率は約35パーセントとされているが、これは、本件事業と同様に市街化調整区域において実施される研究所などの建設の場合には、概ね50パーセント以上の緑地率が確保されていることに比べて、低い数字といわざるを得ない。また、緑の質の点においても、緑地面積にはかなりの割合の芝生面積が含まれているなど、一層の改善が望まれる状況にある。更に、緑化の向上は、前述の景観への配慮や動物、植物への配慮という点においても有効な措置であると考えられる。したがって、実施区域内において行う緑化については、土地利用計画の見直しも含め、質、量両面における一層の向上を図るよう、更に検討する必要がある。

なお、今後事業者は、事業内容を確定し、実施区域内に工場を建設し、それを供用することとなるが、将来、社会情勢や経済情勢の変動、科学技術の発達、事業者の経営方針の変更などにより、実施区域における土地利用や事業内容を変更する必要があることも十分に考えられる。事業者は、そのような折には、土地利用や事業内容の変更により生ずる環境影響を事前に予測評価し、極力環境影響の少ない方法を採用するように努める必要がある。

以上、総括的な視点からの審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。事業者は、予測評価書を作成するに当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

II 個別事項

1 大気汚染－粉じん

予測評価書案によれば、粉じん飛散距離の予測に当たり、予測条件として粉じんの発生高さを1.5メートル、土質のシルト分の粒径を0.074ミリメートルとしたうえで、飛散距離を23.6メートルと予測している。しかしながら、1.5メートルは、実施区域の現況地盤と周辺住宅地の地盤との高低差であり、進入道路の造成や雨水調整池の整備等の土工事に伴い発生する残土約10,000立方メートルの仮置場の高さが考慮されておらず、また、粒径0.074ミリメートルは、シルト分の粒径範囲0.005ミリメートルから0.074ミリメートルまでを考慮した場合、飛散の少ない最大値である。このようなことから、残土仮置場の高さを明らかにするとともに粒径の設定についても再検討したうえで飛散距離の予測を行うこと。

また、粉じんの飛散しやすい風力階級4以上の風の出現頻度については、時間出現頻度しか明らかにされていないことから、日出現頻度についても明らかにし、飛散距離の予測結果と日出現頻度の結果によっては、粉じんの飛散防止対策について検討すること。

2 騒音－建設作業騒音

予測評価書案では、実施区域南側の住宅地に近接して調整池工事等が行われる場合の建設機械による騒音の影響が明らかにされていない。したがって、この場合に使用する建設機械の種類、台数、作業内容等を明らかにしたうえで騒音の影響を予測・評価し、その結果によっては、騒音を軽減するための効果的な工法、低騒音型建設機械等の採用などの防音対策を検討すること。

3 廃棄物－一般廃棄物、産業廃棄物

(1) 廃棄物の再利用、減量化について

予測評価書案によれば、1か月約13トンの一般廃棄物及び1か月約23トンの産業廃棄物の発生が見込まれている。現在、廃棄物対策が環境保全上の大きなテーマとなっており、本年4月26日には、資源の有効な利用の確保を図るとともに再生資源の利用の促進を目的とした「再生資源の利用の促進に関する法律」が公布され、また、本年10月5日

には、廃棄物の減量化等を目的とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正が行われたところである。したがって、事業者が今後操業するに当たっては、発生する紙くず、木くず、廃プラスチック、発泡スチロール等の廃棄物の再利用、減量化について検討すること。

（2）焼却炉からの有害物質等の発生について

予測評価書案によれば、一般廃棄物である紙くず、木くず及び厨芥類並びに産業廃棄物である廃プラスチック、発泡スチロールは敷地内に設置する二次燃焼方式の焼却炉により完全燃焼されるため、有害有機性ガスの発生はないとしている。しかしながら、焼却炉の燃焼管理のいかんによっては、焼却に伴う悪臭、有害物質の発生が予想されるので、焼却炉の焼却温度及び排出ガス温度の温度管理を適切に実施するための管理体制等について、具体的に明らかにすること。

4 植物

（1）緑化計画について

予測評価書案によれば、敷地の周辺に幅約10メートルの緩衝緑地帯を設けるとしているが、実施区域西側の緑地は、自然豊かな酒匂川河川敷と人工構造物との間に位置する重要な緩衝地帯であることから、極力広く確保し、マウンドアップを行うなどの方策について検討すること。

また、実施区域東側の緑地については、都市計画道路事業が計画されていることから、本件事業と都市計画道路の位置、施工時期等との関連を明らかにしたうえで、これを考慮に入れた緑化計画について検討すること。

（2）調整池を活用した湿生植物の生育環境の確保について予測評価書案によれば、実施区域内の湿地に生育するホソイ、ミゾコウジュなどの植物は、事業の実施にともなって実施区域内から消失するとしている。しかし、ホソイ、ミゾコウジュは希少な植物であり、特にホソイに関してはこの周辺では実施区域内でしか確認できない。したがって、実施区域内に建設する調整池を活用して、湿生植物の生育環境を確保し、そこにそれらの植物を移植するなど、その保全方策について検討すること。

5 動物

予測評価書案によれば、実施区域は事業の実施に伴い全域が改変されるため、実施区域内の動物が生息し続けることは難しく、また、供用後に移入してくる動物により再構築される動物相は、現況よりも人為的環境に適応したものになるが、周辺地域及び酒匂川河川敷には事業の影響は及ばないとしている。しかしながら、本件事業により建設される工場の操業による周辺動物への影響も考えられることから、建物の外壁、夜間の照明、食餌木及び水飲み場の設置等について検討すること。

6 景観

酒匂川が中央を流れる足柄平野は、その周囲を箱根山地や大磯丘陵等が取り囲み、これらからの眺望は、川と平野と山並みがパノラマ的に眼前に広がり、県西部における優れたランドスケープの代表の一つといえる。また、実施区域は、足柄平野のほぼ中央に位置し、酒匂川に隣接している。酒匂川周辺には高層の建物がなく田園的土地利用がなされていることもあって、特に広々とした空間が展開しており、堤防沿いの松並木もその印象を深め、地域の原風景ともいえる景観が形成されている。このような地域の景観上の特性を踏まえ、酒匂川及び川沿いの開放的な空間を極力保全するため、建築物の高さを極力低く抑え、更に周囲と違和感のない建築物の形状や色彩について検討すること。

7 安全－交通安全

（1）交差点の交通に与える影響について

予測評価書案によれば、工事中及び供用後に発生する車両が実施区域周辺道路の交通混雑に与える影響を予測するに当たっては、実施区域東側道路の交通容量と報徳橋東側交差点の飽和度を対象としている。しかしながら、実施区域への出入り交通は、県道栢山停車場曾我線と実施区域東側道路との交差点からの経路が主要な進入路となるため、その交差点における交通に与える影響についても予測・評価すること。

（2）自転車交通等に対する交通安全対策について

実施区域の北側には県立大井高等学校が近接しているため、朝夕の通学時間帯は、実施区域東側道路の自転車交通

量が、ピーク時には1時間当たり約310台と非常に多い。予測評価書案によれば、通勤、通学時間帯の工事用車両の通行規制や供用後の自主交通整理等により通勤、通学者等への交通安全を確保するとしているが、当該道路は幅員が5.1メートルと狭く、歩道も整備されていないため、工事中、供用後の通勤、通学者に対する交通安全対策について具体的に検討すること。

8 その他

(1) 水質汚濁防止対策及び大気汚染防止対策について

予測評価書案によれば、産業排水中のノルマンヘキサン抽出物質については凝集加圧浮上処理により、処理前の1リットルにつき30から600ミリグラムの水質が1リットルにつき5ミリグラム以下の水質になると予想している。しかし、このノルマンヘキサン抽出物質はプリント基板の洗浄工程から排出される油分や界面活性剤などであり、これらの物質は一般的に処理しにくい物質であることに加え処理前の濃度からみて、凝集加圧浮上処理により1リットルにつき5ミリグラム以下とすることは難しいと考えられる。したがって、排水処理施設の設置に当たっては、この点について十分配慮すること。

また、予測評価書案によれば、カーエレクトロニクスユニットの生産工程で使用する自動半田付け装置やコーティング槽から発生するイソプロピルアルコール、トルエン、キシレンなどの有機溶剤を含む排気ガスについては、局所排気装置及び活性炭フィルター付き除害装置を通して排気するとしているが、大気汚染防止の観点から除害装置の適切な維持管理が極めて重要である。このようなことから活性炭フィルターの交換などの維持管理の方法などについて具体的に明らかにすること。

(2) 緑地の拡大について

予測評価書案によれば、工場棟、事務棟等の建物のほかに、駐車場、屋外作業スペース等を配置し、周辺には緩衝緑地帯を設けることとしている。しかし、緑地面積が敷地面積の約35パーセントと少ないうえに、緑地面積には野球場の芝生部分の面積もカウントされているが、芝生地は緑地であると認められるものの、緑地としての質は低いものといわざるを得ない。このため、緑地の質を向上させ、あるいは緑地の拡大を図るための方策として、駐車場、屋外作業スペース等の用地を緑地に転用するなどの対策を検討すること。

(3) 地震対策について

実施区域を含む神奈川県西部地域は、マグニチュード7クラスの直下型地震の発生の切迫性が指摘されるなど大規模地震による影響が予想される地域である。したがって、高圧ガスあるいは危険物の貯蔵や配管の方法などについて、地震発生時の安全対策を検討し、その結果を明らかにすること。